

広域連合長の専決処分事項の指定について

平成 19 年 3 月 28 日議決

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次の事項については、これを広域連合長において専決処分することができるものとする。

- 1 1 件 1 0 0 万円以下の事件に関し、広域連合がその当事者である和解をすること。
- 2 1 件 1 0 0 万円以下の法律上広域連合の義務に属する損害賠償の額を定めること。